

令和7年田子町農業委員会第1回総会 議事録

1. 開会 令和7年1月14日（火） 午後5時00分

2. 閉会 令和7年1月14日（火） 午後5時31分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第2号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第5 議案第3号

農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

日程第6 議案第4号

贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について

日程第7 その他

5. 出席委員（6名）

1番 山崎順子 4番 畠山嘉昭 7番 西野榮一 8番 澤頭勉

9番 細谷一夫 10番 大坊和民

欠席委員（4名）

2番 山市礼子 3番 上平満広 5番 佐藤豊美 6番 木崎正夫

6. 会議録署名委員

8番 澤頭勉 9番 細谷一夫

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板大幸 主査 袖村征志 主査 工藤由美

事務局長	会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、2 番山市委員、3 番上平委員、5 番佐藤委員、6 番木崎委員となっております。 農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。 それでは農業委員会憲章を唱和いたします。 唱和のリードは、4 番畠山委員にお願いします。 (全員起立唱和)
事務局長	会長よりあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。それでは、以降の進行については、議長からお願いします。
議長	ただ今から、令和 7 年田子町農業委員会第 1 回総会を開会いたします。 日程第 1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。 8 番澤頭委員、9 番細谷委員にお願い致します。
議長 (日程 2)	日程第 2「会期の決定について」を議題と致します。 お諮りいたします。本総会を 1 日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日 1 日と致します。
議長 (日程 3)	日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料 1 ページをご覧ください。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は、
大字田子字雷平 1筆
現況地目は畑であり、面積は664㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、3・4ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、売買で、売買金額は320,000円です。

番号2番、土地の所在は、
大字田子字雷平 1筆
現況地目は畑であり、面積は3,529㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、3・4ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、売買で、売買金額は700,000円です。

番号3番、土地の所在は、
大字田子字釜淵上ミ川原 1筆
現況地目は田であり、面積は3,259㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、5・6ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、5年間の賃貸借で、賃借料は1年あたり30,000円です。

続いて2ページをご覧ください。

番号4番、土地の所在は、
大字田子字堅田下モ 1筆
大字田子字池振上ミ平 2筆
大字田子字山ノ神 2筆
現況地目は田が1筆、畑が4筆であり、合計面積は16,450㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、7・8ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、5年間の使用貸借です。

番号5番、土地の所在は、
大字原字野面 4筆
現況地目は田が4筆であり、合計面積は4,512㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、9・10ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。

西村 推進委員	現地調査報告いたします。 1月7日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。 場所は、資料3・4ページをご覧ください。 譲受人の話では、小麦を栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員異議ないようですので、番号1番の内容については、原案のとおり決定します。
議長	続いて、番号2番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。
西村 推進委員	現地調査報告いたします。 1月7日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。 場所は、資料3・4ページをご覧ください。 譲受人の話では、小麦を栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号2番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員異議ないようですので、番号2番の内容については、原案のとおり決定します。
議長	続いて、番号3番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。
新井田 推進委員	現地調査報告いたします。 1月7日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。 場所は、資料5・6ページをご覧ください。 譲受人の話では、水稻を栽培するということで、問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号3番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

全員異議ないようですので、番号３番の内容については、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号４番の現地調査の結果について、土川推進委員から報告願います。

土川

現地調査報告いたします。

推進委員

１月７日に、会長、山市委員、事務局の５人で現地を見てきました。

場所は、資料７・８ページをご覧ください。

譲受人の話では、水稻及び果樹を栽培するということで、問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号４番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

全員異議ないようですので、番号４番の内容については、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号５番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。

川端

現地調査報告いたします。

推進委員

１月７日に、会長、佐藤委員、事務局の５人で現地を見てきました。

場所は、資料９・１０ページをご覧ください。

譲受人の話では、水稻を栽培するということで、問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号５番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

全員異議ないようですので、番号５番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 (日程4)	日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料11ページをご覧ください。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第4条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 番号1番、土地の所在は、 大字田子字下田子下モ平 4筆 現況地目は田が4筆であり、合計面積は6,548㎡です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、12・13ページの航空写真、14ページの土地利用計画図をご覧ください。 申請内容は駐車場の造成に係る転用であります。 なお、本土地は第1種農地と推定されますが、集落に接続して設置される業務上必要な施設であることから、不許可の例外に該当するものと判断しております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号1番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。
西村 推進委員	現地調査報告いたします。 1月7日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。 場所は、資料12・13ページをご覧ください。 譲受人の話では、駐車場の造成ということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容から、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 全員異議ないようですので、番号1番の内容については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。
議長 (日程5)	日程第5、議案第3号「農用地利用集積計画の承認について(一括方式)」を議題といたします。

	事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料 15 ページをご覧ください。 議案第 3 号「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」ですが、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものであります。 番号 1 番、土地の所在は、 大字田子字下田子上ミ川原 1 筆 大字田子字上野ノ下タ 1 筆 現況地目は田が 2 筆であり、合計面積は 6,588 m²です。 利用権を設定する者は資料のとおりです。 現地については、16・17 ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、10 年間の使用貸借になります。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりましたので、審議に入ります。 質問・意見等ございませんか。 それでは、お諮りいたします ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員、異議ないようですので、原案のとおりとし、その旨回答いたします。
議長 （日程 6）	日程第 6、議案第 4 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）」について」を議題と致します。 事務局長より説明願います。
事務局長	それでは資料の 18 ページをご覧ください。 議案第 4 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）」について」であります。 贈与税・不動産取得税の納税猶予の継続届出に係る証明について、贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予の特例を受けている受贈者が租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地などに係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。なお、承認願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものと致します。 これは、贈与税の納税猶予と不動産取得税徴収猶予の特例を受けている受贈者は、3 年ごとに猶予継続届出を提出することとなっていますので、そのための証明とな

ります。

現在制度を利用している方の名簿は、19ページに掲載しております。なお、着色部分の2名が、今年度、証明書を発行する予定の対象者となっております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長

(日程7)

日程第7「その他」に入ります。
事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、諸般の報告をご覧ください。
まずは、諸般の報告について、12月総会以降の活動などの報告をいたします。

- 12月20日(金) 会長が農政関係意見交換会に参加いたしました。
- 12月24日(火) 広報委員会が開催されました。
- 12月26日(木) 申請締め切り・告示
 - 1月 7日(火) 総会案件に係る現地調査を行いました。
 - 1月 9日(木) 農業者年金協会加入推進研修会に参加いたしました。
 - 1月10日(金) 総会案件に係る企画会議を開催しました。
同日、令和7年新年を祝う会が行われました。

次に、1月総会以降の予定について、お知らせいたします。

- 1月24日(金) 申請締め切り・告示
- 2月 4日(火) 現地調査を予定しています。
- 2月 6日(木) 企業の農業参入研修会
こちらについてはこの後担当より説明いたします。
同日、企画会議を予定しています。
- 2月10日(月) 第2回総会を予定しています。
18:00～ 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

続いて担当より、企業の農業参入研修会について詳細を説明いたします。

(担当者説明)

議長

以上で説明を終わります。

それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和6年田子町農業委員会1回総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者